

諮問第 1 号

入港料の改定について

山形県が管理する港湾に入港する船舶から徴収する入港料を次のとおり改定する。

※ 「山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則」第 12 条の 2

※ 消費税増税に伴う改定

改定内容

総トン数 700 トン以上の船舶から入港 1 回につき、総トン数 1 トンにつき徴収する入港料の額

区 分	現 行	改 定
外航船舶	2 円 3 0 銭	2 円 3 0 銭
外航船舶以外の船舶	1 円 2 4 銭	1 円 2 6 銭

※ 外航船舶以外の船舶

1 円 1 5 銭（現行料金：税抜き）× 1. 1（新消費税率）≒ 1 円 2 6 銭

施行期日

令和元年 10 月 1 日

改定理由

消費税法の一部改正により、令和元年 10 月 1 日から、消費税の税率が現行の 8 % から 10%に引き上げられることに伴い、消費税の課税対象となる入港料について、課税分を適正に転嫁するため改定するものである。

なお、外航船舶に係る入港料については、国際運輸取引に該当するものとして、消費税の課税が免除されるので、従来どおりの額に据え置くものである。

○山形県港湾施設管理条例

(入港料)

第19条 県は、県が管理する港湾に入港する500トン以上の船舶から、入港料を徴収する。ただし、次に掲げる船舶については、この限りでない。

- (1) 警備救護に従事する船舶
- (2) 海象又は気象の観測に従事する船舶
- (3) 漁業監視船
- (4) 港湾法施行令（昭和26年政令第4号）第16条各号に掲げる船舶
- (5) 地方公共団体の所有に属する船舶
- (6) その他知事が特に必要と認める船舶

2 前項の入港料の額は、総トン数1トンにつき5円（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業（同法第44条に規定する船舶運航の事業を含む。）に使用される船舶のうち本邦の港湾と本邦以外の地域の港湾との間又は本邦以外の地域の各港湾間において人又は物の運送をする船舶以外のもの及び港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業に使用される船舶にあつては、4円）の範囲内で知事が定める。

3 知事は、前項の額を決定しようとするときは、山形県地方港湾審議会の意見を聴かなければならない。

4 入港料は、船舶所有者又は傭船者が納入するものとし、納付の時期は、船舶が入港した直後とする。

○山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則

(入港料の額)

第12条の2 条例第19条第2項に規定する入港料の額は、次のとおりとする。

- (1) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業（同法第44条に規定する船舶運航の事業を含む。）に使用される船舶のうち本邦の港湾と本邦以外の地域の港湾との間又は本邦以外の地域の各港湾間において人又は物の運送をする船舶（以下「外航船舶」という。）で総トン数700トン以上のもの1トン（1トン未満の端数があるときは、当該端数は1トンとする。以下同じ。）につき2円30銭
- (2) 外航船舶以外の船舶で総トン数700トン以上のもの 1トンにつき1円24銭